

第4群(活動報告)

毒物及び劇物使用状況調査

発表者(筆頭者)所属・氏名 仙南保健福祉事務所 吉田直人
(薬事衛生技術職員研修会)

キーワード: 毒物及び劇物, 宮城県地域防災計画, アンケート調査

I 背景・目的

毒物及び劇物(以下「毒物劇物」)は、毒物及び劇物取締法により取扱いが規制されており、製造業等は登録等の対象となっている。一方、法令上登録等が不要な業務上取扱者等については実態等を把握する術がなく、東日本大震災の際には所有者不明の毒物劇物流出の対応に苦慮した一因となった。

また、本県では、宮城県地域防災計画において、毒物劇物貯蔵施設のうち容量1立方メートル以上の貯蔵設備を有する施設(以下「大量貯蔵施設」)を把握し、災害対策体制の整備を図ることとしているため、登録等が不要な業務上取扱者の把握が業務上必要となっている。

このため、平成25年度には毒物劇物使用状況調査(以下「平成25年度調査」)を実施し、毒物劇物取扱施設状況等を把握し、災害対策体制整備の基礎資料として活用していたが、平成25年度調査から約5年が経過したこと、また東日本大震災の発生から7年余りが経過し、震災からの復旧・復興に伴い、沿岸部を中心に大規模工場の移転等が進んでいることから、県内施設における最新の毒物劇物保有、管理状況等を把握し、大規模災害時等に活用する基礎資料を作成することを目的とし、調査を実施した。

II 方法

平成30年版宮城県工場通覧掲載施設及び平成25年度調査時に毒物劇物を取り扱っていた施設、計931施設あて調査票を郵送し、電子申請システムまたはファクシミリによる回答を求め、その結果を収集分析した。

III 結果

1. 毒物劇物の取扱状況

回答が得られた686施設のうち、毒物劇物取扱施設は316施設(46%)であった。このうち大量貯蔵施設は75施設(24%)であった。地区別施設数は、仙南地区が最も多く、次いで大崎地区が多かった(図1)。

なお、当該施設の地理的分布は、国道4号線沿い及び港湾部に集中していた。

また、取扱施設数の多い毒物は、多い順にフッ化水素(フッ化水素酸含む)、アジ化ナトリウム、シアン化合物であり、取扱施設の多い劇物は、多い順に水酸化ナトリウム、硫酸、塩化水素(塩酸含む)であった。

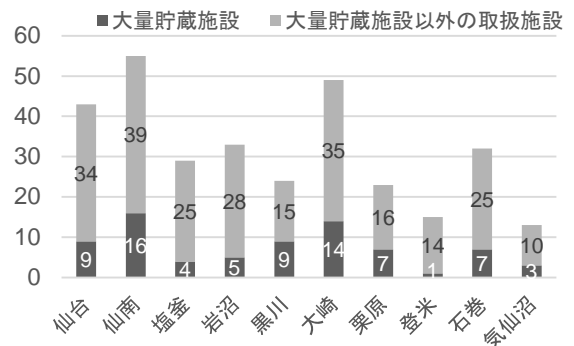


図1 地区別毒物劇物取扱施設数 (N=316)

2. 毒物劇物の管理状況

専用の貯蔵設備を有している施設は227施設(72%)、施錠管理している施設は283施設(90%)、表示のある施設は252施設(80%)、飛散流出防止対策を講じている施設は280施設(89%)であった。

3. 毒物劇物に係る事故が発生した際の措置

毒物劇物飛散流出、盗難等事故発生時の保健所、警察等への届出義務については、知っていると回答した施設が279施設(89%)、事故発生時対応マニュアルについては、115施設(36%)が整備していた。

IV まとめ・考察

本調査により、県内の毒物劇物取扱施設とそれらの施設が主に取り扱っている毒物劇物の保有状況等の情報を把握することができた。今回得られた情報は、宮城県地域防災計画における毒物劇物貯蔵施設のデータに反映させ、災害時の体制整備の基礎資料として活用できると考えられる。

平成25年度調査と比較すると、取扱品目に大きな変化は無いが、管理状況等については改善傾向にあった。厚生労働省通知で求めている事故発生時対応マニュアル整備状況については改善が認められたが、依然として6割以上の施設が整備しておらず、毒物劇物取扱者としての意識不足等が示唆された。今後、毒物劇物業務上取扱者に対する講習会等を実施し、毒物劇物の危険性について再認識させ、法の遵守を呼び掛けていく必要がある。